

入院時食事療養費・生活療養費に関する事項

当院は、入院時食事療養費(Ⅰ)及び入院時生活療養費(Ⅰ)の届出をしております。

管理栄養士による管理のもと、適切な時刻に適切な温度の食事や生活療養の温度、照明及び給水に関する適切な療養環境を提供しています。

夕食は午後6時以降に提供しています。

▷食事療養標準負担額

食事の自己負担額(1食あたり)

区 分	負担額(1食)
一般の方	510円
住民税非課税世帯の方(低所Ⅱ)	240円
住民税非課税世帯の方(低所Ⅱ)で 過去1年間の入院日数が90日を超えている方	190円
住民税非課税世帯に属し、かつ、所得が一定基準に 満たない70歳以上の高齢受給者(低所Ⅰ)	110円
難病患者、小児慢性特定疾病患者の方 (住民税非課税世帯を除く)	300円

▷生活療養標準負担額

65歳以上の方は、介護保険との負担均衡を図るため、医療費とは別に食費・居住費(光熱水費)の生活療養標準負担額を負担していただきます。

区 分	負担額(日)
65歳以上の方	370円
難病患者の方	0円